

種市漁港海岸ほか陸閘（機械設備）保守点検業務委託 特記仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、県北広域振興局水産部で発注する種市漁港海岸ほか陸閘（機械設備）保守点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

（目的）

第2条 本業務は、対象となる機械設備（又は施設）が使用条件を考慮して十分機能を発揮し安全確実に履行できるよう点検及び整備を行うことを目的とする。

（履行期間）

第3条 本業務における履行期間は令和9年3月31日までとする。

なお、履行期間には、作業日数・準備日数・後片付け日数のほか休業日（土曜日・日曜日・祝祭日・天候による休業日・連休等）を含むものである。

（準拠基準）

第4条 本業務における設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、次の各号に示す基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 共通仕様書（Ⅰ～Ⅲ）岩手県県土整備部
- (2) 岩手県海岸保全施設等設計マニュアル（岩手県）
- (3) 遠隔操作監視設計マニュアル（岩手県）
- (4) 日本産業規格（JIS）
- (5) 日本電機工業会規格（JEM）
- (6) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省）
- (7) 機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）
- (8) 機械工事塗装要領（案）同解説（国土交通省）
- (9) 電気設備に関する技術基準に定める省令（国土交通省）
- (10) 自家用電気工作物保安規定（経済産業省）
- (11) ダム・堰施設技術基準（案）（国土交通省）
- (12) 国土交通省河川砂防技術基準（案）（国土交通省）
- (13) ゲート点検・整備要領（案）（ダム・堰施設技術協会）
- (14) 海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省、国土交通省）
- (15) 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（国土交通省）
- (16) 電気通信施設点検基準（案）（国土交通省）
- (17) その他、関係法令規則

（点検対象施設）

第5条 点検対象施設及び仕様については別表1のとおりとする。

第2章 点検

(点検の目的)

第1条 この点検は、機械設備（又は施設）の偶発的損傷、構造的損傷及び経年的損傷などによる不良部分を発見することによる設備機能損失の未然防止のほか、計画的な整備・更新のために設備健全度や劣化傾向を把握し、修理・改善を行うための資料を得ることを目的とする。

(点検対象範囲)

第2条 点検対象範囲は、機械設備及び電気設備の一部（機側操作盤）とし、点検対象範囲は別表2～4によるものとする。

(点検の内容)

第3条 点検内容は、定期点検（1回/年）とし、各点検について点検方法、測定箇所等を記入した点検要領を点検・整備業務計画書にて監督職員に提出するものとする。

2 点検は外部から目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、端子の増し締め、点検用器具（ノギス、テストハンマー、絶縁抵抗計、回路計、クランプ式電流計、接地抵抗計、振動計、ダイヤルゲージ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計、挟み込み動作力計等）を用いて点検するものとし点検項目等は点検表（様式1～4）による。

3 設備の機能維持のための、清掃、補修塗装、調整、給油脂、部品交換、修理等を行い、確認運転（総合操作の機能確認及び調整）を実施するものとする。

(点検作業)

第4条 点検作業については、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 機械設備（又は施設）の点検においては、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、必要な設備特性を考慮のうえ、履行しなければならない。
- (2) 点検作業の実施者は、当該機械設備（又は施設）の機能、構造等に精通し、かつ点検に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
- (3) 点検作業にあたっては、事前に手順や工程について検討を行わなければならない。
- (4) 点検作業にあたり、外観等の状態を確認する箇所は十分な清掃を実施しなければならない。
- (5) 点検作業は、各々の項目に基づき点検表に記入するものとし、項目毎に異常の有無を確認する。
- (6) 点検作業中において、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所等を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
- (7) 受注者は、整備終了後、設備が確実に機能を回復していることを試運転等によって確認しなければならない。
- (8) 点検作業にあたっては、当該機械設備（又は施設）の機能面及び安全面の確認を行うものとし、改善及び対策が必要と思われる場合は、点検・整備業務報告書にて監督職員に報告するものとする。

(機械器具、測定器具等)

第5条 点検に必要な仮設資材及び機械器具、測定器具等（スケール、温度計、湿度計、振動計、絶縁抵抗計、回路計等）は、設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備しなければならない。ただし、備えつけの特殊工具については、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

2 点検において、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意すること。

第3章 点検記録の作成

(点検記録)

第1条 点検記録の作成にあたっては、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 受注者は、点検項目に基づき、設備・機器の状況変化や経過等が把握できるよう、点検結果の記録を整理作成するものとする。
- (2) 受注者は、点検及び整備の結果、不具合箇所があった場合は、当該箇所の状態、原因、処置方法もしくは改善方法を取りまとめ、点検整備詳細報告書に写真等現場状況を確認出来る資料を添付のうえ報告するものとする。
- (3) 受注者は点検及び整備後、設備が確実に機能回復していることを試運転等により確認し、運転記録等詳細報告書により報告するものとする。
- (4) 点検表は必要に応じて項目を削除または追加することができるものとする。

(点検報告)

第2条 受注者は点検後（整備を実施した場合を含む）において、次の各号に示す資料を作成のうえ監督職員に提出するものとする。

- (1) 点検整備総括表（様式1）
- (2) 点検整備詳細報告書（様式2）
- (3) 点検記録表（陸間）（様式3）
- (4) 運転記録等詳細報告書（様式4-1、4-2）
- (5) 点検・整備要領表（様式5）
- (6) その他必要と認められるもの

第4章 特記事項等

(調整および整備)

第1条 点検の結果、整備が必要と判断される場合は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 点検結果について、監督員に協議のうえ、応急措置・復旧に要する部品等は受注者が調達すること。
- (2) 予備品等が存在する部品は発注者が支給する。受注者が調達した部品等の費用は本業務で対応する。
- (3) 故障復旧にあたりメーカー調査・大規模な補修・部品交換等を要する場合は本業務の対象外とする。

(その他条件明示等)

第2条 本業務における条件明示等については、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 点検の実施にあたっては、別途発注する安全周知設備保守点検と点検日時、点検箇所、点検内容について調整を行ったうえで実施するものとする。
- (2) 本業務における旅費交通費について、県庁（盛岡市）を起点とし、点検場所への移動、滞在について考慮している。なお、原則として旅費交通費は設計変更の対象としないが、業務内容の変更に伴うものについては、別途協議するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が生じた場合、または本業務における疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

設 備 仕 様

1. 種市漁港海岸 1号陸閘

(1) アルミ合金製横引戸

純径間 10.000m、有効高 4.50m

設計水位

海側 7.600m(TP.+13.14m)

陸側 0.000m(TP.+5.54m)

操作水位

無水操作

水密方式

後面 4 方ゴム水密

開閉操作

電動ラック式

操作方式

手動操作+機側操作+遠隔操作

操作時風速

10.0m/s

(2) 機側操作盤(屋外陸閘操作 BOX 含む) (1 式)

(3) レール (1 式)

2. 種市漁港海岸 3号陸閘

(1) アルミ合金製両開き

純径間 8.750m、有効高 4.500m

設計水位

海側 7.300m(TP.+12.84m)

陸側 0.000m(TP.+5.54m)

操作水位

無水操作

水密方式

後面 4 方ゴム水密

操作方式

手動操作+機側操作+遠隔操作

操作時風速

10.0m/s

(2) 機側操作盤(屋外陸閘操作 BOX 含む) (1 式)

(3) レール (1 式)

3. 久喜漁港海岸2号陸閘

(1) アルミ合金製横引戸

純径間 7.200m、有効高 4.500m

設計水位

海側 8.460m(TP.+14.00m)

陸側 0.000m(TP.+5.54m)

操作水位

無水操作

ゲート敷高

TP.5.540m

水密方式

後面4方ゴム水密

開閉操作

電動ラック式

操作方式

手動操作+機側操作+遠隔操作

走行距離

8.000m

操作時風速

16.0m/s(水門鉄管技術基準より)

操作時間

4分以内

(2) 機側操作盤(屋外陸閘操作BOX含む)(1式)

(3) レール(1式)

別表1 点検対象

| | | | |
|------|------------|------------|------------|
| 場所 | 洋野町 | | 久慈市 |
| 名称 | 種市漁港海岸1号陸閘 | 種市漁港海岸3号陸閘 | 久喜漁港海岸2号陸閘 |
| 開閉方式 | 電動ラック式 | 電動ラック式 | 電動ラック式 |
| 扉体幅 | 10.00m | 8.75m | 7.20m |
| 扉体高 | 4.50m | 4.50m | 4.50m |
| 門数 | 1門 | 1門 | 1門 |

別表2 点検対象範囲

| 設備区分 | 細別 | 点検頻度 | 点検項目 |
|------|--|-------|---|
| 機械設備 | 扉体 戸当り 水密部 開閉装置 機側操作盤開度計 挟み込み防止装置 予備エンジン 非常用発電機 附属設備 | 1年に1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀裂、磨耗、たわみ、変形、腐食、取付ボルトの緩み等の点検 ・ 給油脂状態 ・ 塗膜の発錆、ふくれ、剥離、亀裂等の点検 ・ 機側操作盤の保護装置作動試験 ・ 各種計測 ・ 開度計の指示点検 ・ 動作試験 ・ 清掃 ・ 給油脂 |

別表 3

電気設備点検項目・点検内容

陸間電気設備保守点検項目表（1年点検）

| 区分 | 機器名 | 定期点検項目 | | | 清掃 | 整備 |
|------|---------------------------|--------|------|------|----|----|
| | | 外観点検 | 測定試験 | 動作試験 | | |
| 低圧受電 | 引込線、引込柱、支持物等 | ● | | | | |
| | 引込開閉器 | ● | | | | |
| | 接地 | ● | ● | | | |
| | 電線、ケーブル、電線管（機側操作盤一次側） | ● | | | | |
| | 電線、ケーブル、電線管（機側操作盤二次側動力系統） | ※ | | | | |
| | 電線、ケーブル、電線管（機側操作盤二次側制御系統） | ※ | | | | |
| | 電線、ケーブル、電線管（無停電電源装置一次側） | ● | | | | |
| | 電線、ケーブル、電線管（無停電電源装置二次側） | ○ | | | | |
| | トランス（耐雷、逆V） | ◎ | ◎ | | ○ | |
| | 分電盤 | ◎ | ◎ | | ○ | |
| | 発電機、自動起動盤、消火器 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | |
| | 燃料タンク | ◎ | | | ○ | |
| | 無停電電源装置（UPS） | ◎ | ● | | ○ | ○ |
| | ゲート機側操作盤 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |
| | 照明コンセント、換気扇 | ◎ | ◎ | | ○ | |
| 安全周知 | 安全周知制御盤 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 回転灯、安全周知看板 | ○ | | ○ | ○ | |
| | スピーカ | ○ | | ○ | ○ | |

●：電気保安協会が実施

◎：電気保安協会と保守点検業務委託の両方で実施

○：保守点検業務委託で実施

※：機械設備で点検実施

定期点検の内容

| 点検項目 | 機器 | 点検内容 |
|-------------|--------------|----------------------|
| 外観点検 | 共通 | 異音、異臭、汚損、損傷、腐食等異常の有無 |
| | | 端子の弛み、加熱の有無 |
| | | 設置抵抗(D種) |
| | 接地 | 設置抵抗(D種) |
| | トランス(耐雷、逆V) | 絶縁抵抗(対地間、一次二次) |
| | | 絶縁抵抗(対地間、二次側一括) |
| | 分電盤 | 出力電圧 |
| | 発電機 | バッテリー電圧 |
| | | 回転数 |
| | | 周波数 |
| | | 潤滑油圧、油温 |
| | | 冷却水温 |
| | | 運転時間 |
| | | 絶縁抵抗 |
| | 無停電電源装置(UPS) | 電圧(入力、出力、浮動純電、蓄電池) |
| | | 内部抵抗測定 |
| 照明コンセント、換気扇 | 絶縁抵抗(対地間) | |
| 安全周知制御盤 | 電圧、電流 | |
| | 絶縁抵抗(対地間) | |
| 動作試験 | 電源切替盤 | 電源切替動作試験 |
| | 発電機 | 自動起動停止試験 |
| | 安全周知制御盤 | 機側操作(起動、停止) |
| | 回転灯 | 点灯試験 |
| | スピーガ | 放送試験 |
| 清掃 | 共通 | 内部、外部、フィルタ等清掃 |

様式(1)

点検整備総括表

令和6年度

| 場所 | 陸閘名称 | 設備の 区分 | 電動・浮 体の区分 | 常時開・ 閉の区分 | 寸法(m) | 点検実施日 | 判定ランク | 備考 |
|-----|----------------|-----------|--------------|--------------|---------------|-------|-------|----|
| | | | | | (幅×高) | | | |
| 洋野町 | 種市漁港海岸1号 陸閘 | 陸閘 | 電動 | 開 | 10.0 × 4.5 | | | |
| | 種市漁港海岸3号 陸閘 | 陸閘 | 電動 | 開 | 8.75× 4.5 | | | |
| 久慈市 | 久喜漁港海岸2号 陸閘 | 陸閘 | 電動 | 開 | 7.2× 4.5 | | | |

判定ランク凡例

- A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの
- B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの
- C 至急改修を要するもの